



富士山と湧水の織りなす風景を
継承するために

忍野村企画課

村の景観形成への取組み

平成13年

忍野村まるごと庭園景観条例制定
忍野村まるごと庭園景観形成基準制定

平成14年

忍野村まるごと庭園景観整備推進補助金交付
制度の創設

平成18年

「忍野八海」が富士山世界文化遺産の構成資産
となるように山梨県に支援要請

景観行政団体となる

街なみ環境整備事業の着手(国土交通省補助事業)

平成23年

忍野村景観条例制定

忍野村景観計画策定

景観形成モデル事業の着手(山梨県補助事業)

富士山世界文化遺産登録に向け取り組みに着手
(平成17年)



街なみ環境整備事業(国土交通省補助事業)に着手
(平成18年度忍野八海地区)



景観法の活用

- 平成16年 景観法制定。美しく風格のある国土形成に大きな舵切り。
- 地方自治体の景観計画や条例等に、実効性・法的強制力を付与。
- 忍野村は平成18年度景観行政団体となる。



忍野村まるごと庭園条例の取
組みのブラッシュアップ

平成23年9月

景観法に基づく**景観計画**の策定

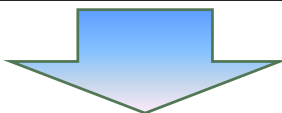
3

景観計画を策定するため

- 景観特性や景観資源等の再調査
- 文化財として「忍野八海」を保存管理
- 世界遺産の価値基準を目標
- 全国有数の景観資源としての視点
- 住民視点

「この景観が好きで住んでいる！」

「現在の忍野八海の賑わいのために長年努力してきた！」



策定委員会では、県内外の学識経験者、団体代表をはじめ、**利害関係ある事業者等も参加し、**様々な視点で検討。

4

景観形成の目標

目標1 水と緑が美しい、魅力あふれる景観づくり

目標2 いつもでも人の心を引きつける景観づくり

実現のために

景観形成の基本方針

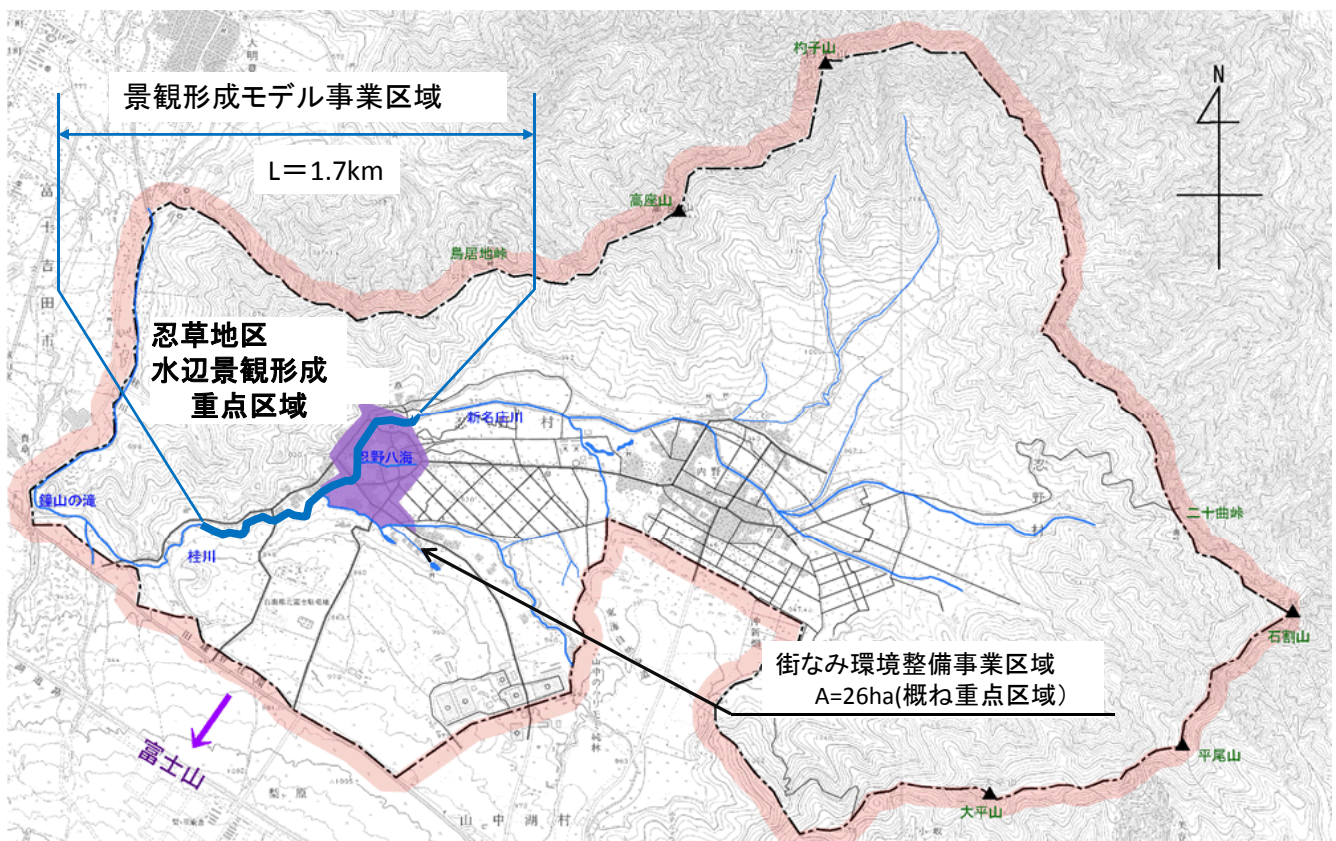
- ① 富士山の眺望の確保
- ② 自然環境との調和
- ③ 固有の風土や歴史・文化の尊重
- ④ 忍野村固有の景観の創出
- ⑤ 分かりやすく利用しやすい景観形成
- ⑥ 一丸となった景観形成

行政・住民・事業者の基本的役割を具体的な方策として短中長期に分けて掲げている。

- 河川・湧水の水質改善
- 湧水量の確保
- 歴史、文化の記録、伝承
- 良好な景観づくり
- 河川環境の整備
- 天然記念物忍野八海の周知

5

忍草地区 水辺景観形成 重点区域



6

街なみ環境整備事業 (国土交通省補助事業)



街なみ環境整備事業実施までの経緯

■平成18年度

- 街なみ環境整備事業方針策定
- 忍野八海まちづくり協議会設立、白川郷視察

■平成19年度

- 街なみ環境整備事業計画策定

■平成20年度～21年度

- 富士山世界文化遺産登録に係る現地調査(文化庁)
- 文化庁協議
- 街なみ環境整備事業計画の改訂に着手
- 忍野村景観計画策定専門員会
- イコモス国際専門家による忍野八海視察

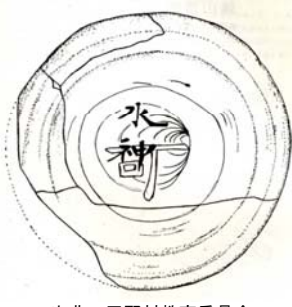
■平成22年度～

- 街なみ環境整備事業の整備工事開始

忍野八海の歴史・文化



出典：山梨県ホームページ



出典：忍野村教育委員会



元八湖再興図 東円寺所蔵



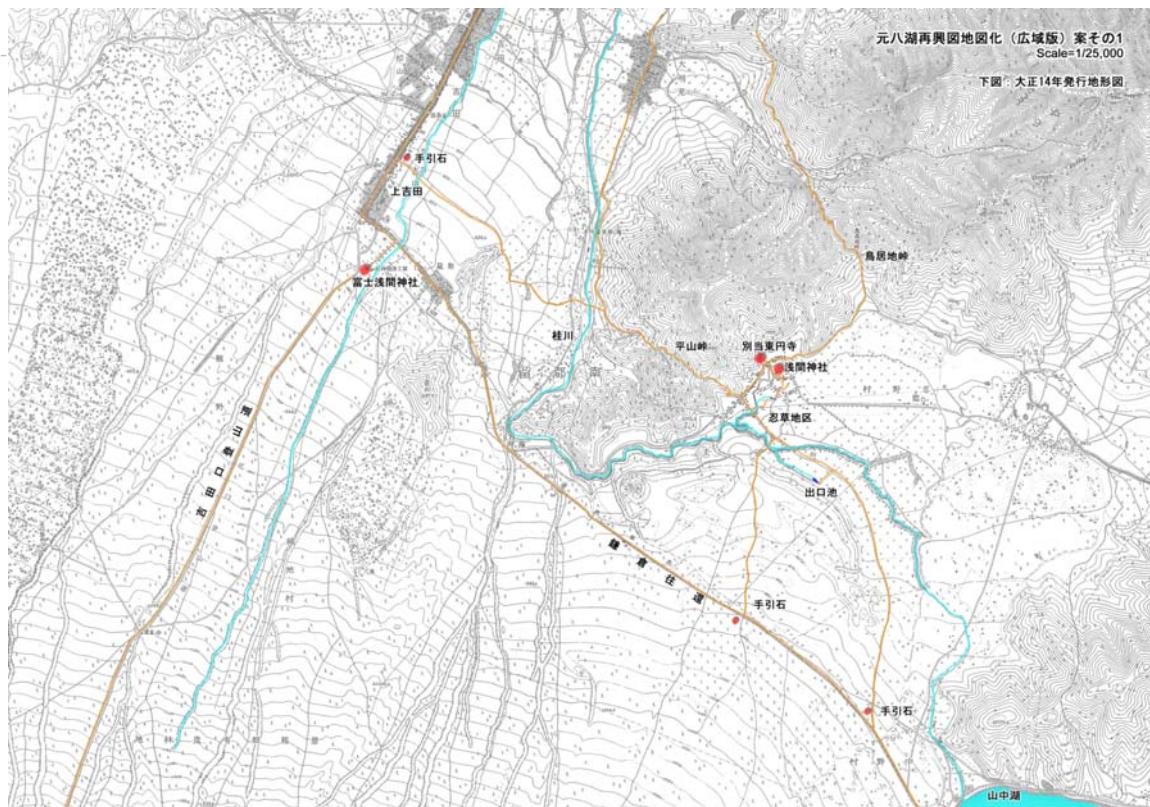
9

岡田紅陽写真美術館所蔵



岡田紅陽写真美術館所蔵

元八湖再興図地図化



10

湧池の変遷



▶ 11

景観整備のシミュレーション(湧池周辺)



▶ 12

お釜池の周辺環境整備



▶ 13

河川防護柵の修景(阿原川)



▶ 14

眺望を阻害する電柱の地中化(中参道)



▶ 15

眺望を阻害する電柱の地中化(鏡池周辺)



▶ 16

景観を阻害する電線の除却(お宮橋)



▶ 17

景観形成モデル事業 (山梨県補助事業)



これまでの経緯について

【H23年度】

8月24日

忍野村河川景観づくり事業意見交換会(住民・村・県)
新名庄川の景観特性等について

12月19日

新名庄川の水辺景観づくり説明会(住民・村・県)
景観形成モデル事業の実施方法などについて

景観形成モデル事業への同意書の取得(15件)

1月19日

県景観アドバイザーによる現地調査

2月 9日

県景観アドバイザーによる建物等の色彩検討

3月

景観形成モデル事業の実施(忍野村・忍草漁業協同組合)

【H24年度】

景観形成モデル事業の継続(住民事業)

▶ 19

上村橋のガードレール修景

村の事業



▶ 20

河川への排水箇所の修景



▶ 21

河川沿いの工作物の移設



▶ 22

道路構造物の修景



その他



看板の撤去

忍草漁業協同組合の事業



▶ 25

看板の撤去



▶ 26

看板の更新



住民の事業



29

景観形成に係わる ソフト事業の紹介

忍野村地下水資源保全条例
忍野八海ものがたり絵本



忍野村地下水資源保全条例の制定

平成23年9月、水辺景観の根源である地下水を保全及び地盤沈下を防ぐため、販売を目的にした地下水の新たな採取を原則禁止する条例を独自に制定。

同条例は、地下水をペットボトルやタンクローリーなどで村外に搬出して売ることを新たに禁じた。

第1条には「地下水の採取に必要な規制を行い、**地域住民の恒久的な生活用水を確保**」や「**忍野八海の保護**」などを記載し、**村外での商業目的よりも村民生活を重視した。**



忍野八海ものがたり絵本の作成

はじめに

その昔、現在の忍野村は、宇津湖という大きな湖のなかにありました。湖の水源は、富士山に降った雪や雨が長い時間をかけて地下を流れ、湧き出したものです。湖は、延暦19年～21年（800年～802年）の富士山の噴火の溶岩流によって山中湖と忍野湖に分かれたあと、上流の山中湖は残り、下流の忍野湖は干上がり、たくさんの島が残りしました。やがて、忍野湖の跡には小さな集落がつけられました。

昔には富士信仰の修験者たちが修行のために集まるようになります。湧き水は、富士山に浸み込んだ雪や雨が地中で濾過され、人間社会を流ることなく地上に現れるので、神聖な水、神秘的な力を持つ水として愛められました。富士山の裾野にできた小さな集落は、気温が低いので作物が育ちにくく、江戸時代には洪水や冷害に苦しみます。

天保4年（1833年）、日本中で「天保の前編」が起り、天保10年（1837年）には忍草・内野地5ヶ村で疫病が流行し、感染者と合わせて390余名が死亡しました。

これからの物語は、高冷地の小さな集落の一つであった忍草の人々がどのように試練と向き合い、立ち上がったのか史実を基に作りあげたお話です。

01 富士信仰
02 修験道・山伏・行者
03 忍草
04 天保の前編
05 疫病
06 復興

忍野八海ものがたり

むかし、むかし、富士山のみもとに、忍草村という小さな村がありました。村人は、わずかな畑を耕して、どうやらこうやら暮らしておりました。

忍野村の風景とは



33

